

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第1回）
開催日時	平成22年10月20日水曜日 午後6時30分から7時40分まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	委員：浅川公紀、稲葉秀樹、椛島三枝子、鈴木一秋、高木保男、高崎三成、龍 二郎、蓮見一夫、原田 久、山内 章（敬称略） 事務局：高根総務部長、清水職員課長、森谷職員課長補佐兼人事給与係長、安達職員課人事給与係主任、佐々木職員課人事給与係主任
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	平成22年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○浅川会長： 平成22年度西東京市特別職報酬等審議会を開催いたします。はじめに事務局より本会議に関する説明をお願いします。</p> <p>○事務局： 事務局より2点説明およびご決定賜りたいことがございます。まず1点目ですけれども、審議会の会議録についてでございます。会議録作成の詳細につきましては、市民参加条例施行規則第4条に規定がございまして、会議録は審議会に諮った上で、「全文記録」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の3つ中から選択していただくこととなります。昨年開催した本審議会の例によりますと、全文記録に近い形での「発言者の発言内容ごとの要点記録」という手法をとった経緯がございます。この点についてご決定賜りたいと思います。</p> <p>2点目は今後の日程についてでございます。10月1日号市報によりまして、平日4回以内と掲載いたしました。今年度は皆様方既にご存知かと思っておりますけれども、12月下旬に市議会議員選挙が予定されております。本審議会による審議結果を予算に反映させるということになりますと、市議会議員選挙が開催されることに伴いまして、昨年度と比べ議会日程が早まっていることから、10月下旬もしくは11月上旬には答申をいただきたいと考えております。その点を踏まえまして、事務局にて開催日程案を作成させていただきましたのが、お手元の資料「会議日程（案）」でございます。会議の開催につきましては、週1回あるいは可能でしたら週2回の開催をさせていただき、本日を含めて全3回</p>	

の開催を予定しておりますが、会議の進行状況によりまして、その都度調整させていただきたいと考えております。ご理解の程お願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○浅川会長：

それではまず第1点目のところですね。会議録の作成ということですね。もう1回繰り返しますと、会議録というのは審議会に諮った上でということですが、3つありました。「全文記録」というのと「発言者の発言内容ごとの要点記録」そして「会議内容の要点記録」この3つということです。前はというお話を付け足していただきましたが、前は真ん中のところの「発言者の発言内容ごとの要点記録」ということでしたけれど、いかがいたしましょうか。

○蓮見委員：

前回は発言者の要点を全文に近い形でということでやっておりましたので、同じ形をとられた方が、記録としては有効なのかなという気がいたします。

○山内委員：

ただ弁護士会などの委員会によくやる場合には、会議内容の要点録で済ませている場合も多いと思います。皆様のご意見を伺うことになると思うのですがけれども、会議内容の要点記録でも十分資料として役に立つのかなと個人的には思います。

○浅川会長：

お2人の方々からは、2番目と3番目というご意見でございます。他にございますか。

○高木委員：

要点というのについても、本当に要約の要点というものと全文に近い要点というのがあるわけですね。まあ確かにいろんな意味合いでの要点というのも省略的な要点というのは主旨がわかればいいということなのですからけれども。問題なのは主旨というのがまとめる人によってかなり変わる可能性があるのです。それはそれなりにまとめる人の意見が入らない形での要点となると、ある程度の文章記載は必要なのかなという気がします。

○浅川会長：

確におっしゃるとおりですね。客観的にまとめるでしょうけれども。

○高木委員：

全文でというのも無理でしょうから。

○浅川会長：

そうすると、「発言者の発言内容ごとの要点記録」ということでしょうかね。

○高木委員：

誤解のない形でということで。

○浅川会長：

いかがですか。前回もこれでしたということで、今回もこれでいくということでしょうか。たぶん事務方はいずれにしても記録をとってまとめるというのは大変なことでしょうから、そういう意味で、発言については何十分もしゃべるということではなく、初めからうまく整理されて皆さん方おしゃべりいただくと、こういうことをお願いをするということにしましょうか。よろしいですか。では2番目の案ということで「発言者の発言内容ごとの要点記録」ということにさせていただきます。もう一つでしたね。会議の日程について、3回程という案が出ておりまして、今日は20日でこの次をいつにするかということですが、最初に決めるというよりはむしろ審議の過程でと思っておりますので今日の委員会の終わりの頃に決めさせていただくということよろしいですね。ではそのようにさせていただきます。

○事務局：

ありがとうございました。会議録は会議終了後、次回の会議開催までの間に事務局で作成の上、皆様にお送りしまして、内容の点検をお願いします。そして次回会議の冒頭でご了承をいただきましたら、公開の手続きに入らせていただきたいと思います。

○浅川会長：

ありがとうございました。それではこれから審議に入ります。先ほど今年の審議会に審議する内容について市長より諮問されました。諮問文に沿って進めてまいりたいと思います。今年度の審議会はお手元の諮問文にございますとおり期末手当の月数の改定についてということになっております。繰り返しますけれど、期末手当の月数ですね。これの改定について審議をするということになります。それでは事務局より具体的な内容について資料に沿って説明をお願いいたします。

○事務局：

それでは、説明に入ります前に、机上の配布資料等のご確認をお願いいたします。まず本日の会議次第でございます。次に西東京市特別職報酬等審議会委員名簿でございます。そして、西東京市特別職報酬等審議会会議開催日程（案）でございます。以上が机上の配布資料でございます。それでは郵送等で事前にお配りしてありました資料のご説明をいたします。

（資料1 平成22年東京都人事委員会勧告の概要）

資料1は、平成22年東京都人事委員会勧告の概要です。この勧告は今月の10月7日に出されたものでございます。1は東京都職員と民間従業員の給与比較の結果でございます。例月給では0.29%、額にしまして1,235円東京都職員の方が民間従業員を上回る結果でした。また、特別給との比較では、0.18月、東京都職員の支給月数が民間支給割合を上回る結果でした。

次に、この結果を踏まえた改定内容についてでございますが、恐れ入りますが2の改定内容をご覧ください。改定内容の（2）特別給の欄をご覧くださいますと、先ほどの東京都職員の支給月数と民間支給割合の差は0.18月でございましたが、勧告では年間支給月数を0.2月分引き下げの内容となっております。

なお、国における人事院勧告は、本年8月10日に出されておりますが、期末手当につきましては、東京都人事委員会の勧告と同じ月数の0.2月を引下げるという内容となっております。

(資料2 一般職の期末・勤勉手当、市長等および議員の期末手当支給月数の推移)

資料2、一般職の期末・勤勉手当、市長等および議員の期末手当支給月数の推移をご覧ください。この表は期末手当等の年間支給月数を、平成13年度から直近の22年度の国の人事院勧告および東京都人事委員会勧告までの期末手当等の改定月数を上から西東京市の一般職、市長等および議員、東京都、国と表したものでございます。西東京市の一般職と市長等および議員の支給月数は下段にございます国と東京都に合わせた形で一致しております。一般職は、平成13年度から平成16年度までは、マイナス改定となっております。平成17年度と平成19年度はプラス改定でしたが、昨年、平成21年度はマイナス改定となりまして、そして平成22年度につきましても、人事院勧告、東京都の人事委員会勧告共にマイナス0.2月の勧告が出されました。この表の中で、市長等および議員の期末手当につきましては、マイナス改定の年はその年から、プラス改定の年は、翌年から改定しているところに違いがございます。

(資料3 東京都26市の特別職等期末手当調)

資料3は、西東京市の市長、副市長、教育長および議員の期末手当の支給月数を比較した表でございます。西東京市の特別職等の期末手当の支給月数は、現行制度では6月1.95月、12月2.20月、合計で4.15月でございます。西東京市の一般職の職員の期末勤勉手当と同じ合計月数となっております。

また、昨年の特別職報酬等審議会で議論となりました役職加算につきましては、平成22年4月1日現在では、国分寺市を除く全市で20%の加算が行われています。なお、平成2年の人事院勧告および東京都人事委員会勧告において役職加算が制度化されて以来、これまで人事院勧告および東京都人事委員会勧告共に役職加算の見直しに関する勧告は行われておりません。

(資料4 東京都人事委員会勧告に基づく期末手当引下げ後の報酬等比較)

資料4は、東京都人事委員会勧告に基づく期末手当引下げ後の報酬等に比較でございます。東京都人事委員会勧告は、一般職の期末手当の年間支給月数を、4.15月から3.95月へ0.20月引下げるというものでした。これまでの経過を申しますと、特別職の期末手当の月数につきましては、報酬等審議会の答申を踏まえ、一般職の期末手当の月数と同一月数にしているものでございます。現行の特別職の期末手当は年間4.15月ですので、一般職の期末手当と同様に0.2月をマイナスいたしますと、年間3.95月ということになります。そのように現行と改定後の期末手当を差し引きますと、差引欄にございまして、市長では243,120円、副市長では215,520円、教育長では191,280円、常勤の監査委員では167,040円、議長では154,080円、副議長では137,760円、常任委員長等では133,680円、議員では129,600円それぞれ1人当たり期末手当が減額となります。市長等および議員全体では、期末手当の減額によりまして、4,628,400円の減額となります。

(資料5 東京都26市の概要)

資料5は、都内各市の比較データでございます。後ほどご参照ください。

なお、黒く網掛けしている市でございますが、上から西東京市、八王子市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市の9市については、類似団体を示しています。

類似団体とは、人口と産業構造を基準に総務省が分類したもので、西東京市と同じ類型に属する9市を網掛けしております。

(資料6 東京都26市の特別職等給料・報酬調)

資料6は、東京都26市の特別職等の給料・報酬の月額を比較したものでございます。なお、順位欄をご覧いただきたいと思いますが、全市と類団に分かれております。全市というのは、東京都26市における順位を、類団というのは東京都の類似団体による順位をそれぞれ示しております。後ほどご参照ください。

(資料7 西東京市特別職報酬等審議会条例)

資料7は、当審議会の条例でございます。

第2条では、「市長は、市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長および常勤の監査委員の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」としております。これに基づき、市長から期末手当の見直しにつきまして諮問させていただいたものでございます。

資料の説明は以上でございます。

○浅川会長：

ただ今事務局から具体的な内容の説明がありました。諮問文にありますとおり、市長等、教育長および議員の期末手当については、これまで一般職と同様に人事院勧告および東京都人事委員会勧告に基づく措置を講じてきたという経過がありますので、今年度は年間支給割合というのを年4.15月から3.95月に0.20月引き下げる必要があるとのことでございますが、委員の皆様方の意見をお伺いしたい、こういうふうに思います。あるいは事務局の説明のことで何かご発言いただけたらと思います。

○龍委員：

ちょっと疑問に思った質問なのですが、民間従業員の給料でしょうか。417,726円。基本的なこの数字の出方はどういう形なのでしょう。

○浅川会長：

今のご質問ですけれども、資料1に基づく前提と言いますか、民間従業員の根拠、どこから算出してありますか。

○事務局：

例月給の417,726円と418,961円ですけれども、比較の方法としましては、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の都内9,491事業所を調査母集団としまして、そのうち1,071事業所を無作為抽出して実地調査をして職員と民間従業員の4月分支給額を調査し、役職、学歴、年齢別に対応させ、ラスパイレス方式により比較したというものでございます。

○龍委員：

これはそうすると毎年かなり変わるといふ形も出てくる可能性がありますね。

○事務局：

そうですね。その年々の調査結果でございます。

○龍委員：

結構、今までにばらつきは。

○事務局：

毎年公民較差ということでこの民間従業員と都の職員との差というのは比率が違っております。

○浅川会長：

今の公民較差という言葉ですけれども、いわゆるこの1ページのところにある民間従業員と東京都職員との公民較差というのは、ここ数年とってみると上下しているということでしょうか。

○原田委員：

基本的には民間の方が下がっていると認識しています。少し補足をいたしますと、先ほどご説明がございましたように、毎年人事院が従業員規模が50人、かつては100人の事業所等を調べておりましたけれども、ある年からそれだと中小企業の給料の実態を捉えていないのではないかとというのがございまして、100人から50人に切り下げて人事院が調査したと。それは都道府県が人事院と協力して毎年47都道府県に4月の給与について調査する。給与を調査して先ほどの課長であるとか部長であるとかというような職位と、あとは学歴等々を勘案して民間ではこれくらいのポジションでこれくらいの学歴の人はこれくらいもらっているだろうというのを出し、それと役所の方がそれに沿うように給与を決定していくという仕組みでございます。ちなみに毎年議論になることですから予め申し上げておきますと、10人以下の事業帯とか調べないのかということですが、これは統計的な不正確さというのは極めて高くなってしまいます。どこを抽出するかという点で、非常にばらつきが出てしまうので、人事院としても30人規模を一応検討したようでありましてけれどもなかなかそれが難しいということで50人レベルにして調査をしたということでございます。

○龍委員：

それと、例えば職種には関係ないのですか。

○原田委員：

あります。どういう職種でどれくらいもらっているのかをもちろん調べております。例えば市町村レベルだといろんな技能職の方もいらっしゃいます。その職種に応じてこれくらいだと学歴はこれくらいの人でこれくらいの経験年数だとこれくらいだと。ですから丸々公務員はという形では出してはしません。

○蓮見委員：

ちなみにこの数字というのは職種別の方が入っているのでしょうか。

○原田委員：

これは一般職の公務員ですよね。技術職の方々、公務員にもいろんなタイプの方々がいらっしゃいますけれども、技術職の方々ではない。通常我々が考えるところの公務員ということですね。

○蓮見委員：

東京都の職員はということですね。

○原田委員：

失礼。東京都の職員です。ここに行政職給料表（一）というのがありますが、これは業界で行一と言われまして、典型的な通常のデスクワークの公務員を念頭に置いた給料表、俸給表です。

○浅川会長：

事務局からそれに関してありますか。

○事務局：

先ほど今年度の給与改定率はマイナス0.29%、昨年平成21年はマイナス0.35%、平成20年はマイナス0.09%、平成19年はマイナス0.07%、平成18年はマイナス0.31%ということで毎年若干の開きはございます。

○浅川会長：

他に、ご説明に対して何かご質問はありますか。

○高木委員：

時間との配分と会議の進め方とでどういうふうに言ったらいいかわからないのですが、前回でも役職加算20%ということについて意見が出されたと聞きました。先ほどのお話だと見直しの勧告は行われていないという話も聞きました。一般的な質問なんですけれども、前回かなりそこらへんを審議したというのは先ほど聞いたのですけれども、役職加算の20%というのは何故こういうのが出てきたのか簡単に質問したい。それともう一つ資料4の中の数字というのは役職加算前の数字ということでよろしいのでしょうか。役職加算後なののでしょうか。

○浅川会長：

役職加算20%の根拠と資料4のご質問ですけれども。

○事務局：

期末手当にかかります役職加算は、平成2年の1990年人事院勧告において創設が勧告されました。民間における特別給の所定内給与月額に対する支給割合には役職段階によ

り相当の差異が認められるので、民間の支給状況を踏まえまして、係長級以上の職員に職務段階等に応じまして、一定の割合を加算する新たな加算措置を導入するというのが勧告の内容でございました。その年に東京都の人事委員会からも同様の勧告がなされております。平成2年の勧告以降、現在においても民間においては役職により特別給の支給額に差が続いておりまして、役職加算制度に関する人事院等の見直し勧告はなされていないものです。制度として定着しているのかなと思います。去年の審議会におきましても、バブル時の制度だから見直すべきだという意見もございました。制度導入の時期の問題ではなくて、公務員給与の民間の支給実態と均衡を保つという人勧制度との性格から仕組みとして導入されているというふうに理解しています。

○浅川会長：

1番目は制度として定着しているということですね。では2番目のところは。

○事務局：

資料4の部分については、期末手当の額のところですが、1.2を掛けておりますので、役職加算は入っております。

○浅川会長：

資料4には役職加算は入っているということですが、他には。

○龍委員：

素朴な疑問なのですが、資料3の国分寺市は役職加算が0%ですね。これだけの数の市があって1つだけ0%としているその事情を知りたい。

○事務局：

事情は私どもでは推測というかわかりませんが、この0%に対しての支給月数なのですけれども、議員の場合5カ月となっております。役職加算はないのですけれども、支給月数が他の団体よりも多いのですね。そのへんで支給月数の均衡を保っているのではないかと。議員ですと平均でも4.312月なのですけれども、国分寺市の場合は議員については5カ月の期末手当が出ております。

○龍委員：

額を合わせたということですね。

○蓮見委員：

金額的には多いのではないですか。

○龍委員：

ただ、他に5.2というのがありますよね。

○浅川会長：

町田市ですね。

○事務局：

市の実情というかですね。今までの経過の中で、この月数なっておりますので。

○浅川会長：

他にございますか。

○高木委員：

5ページの一般会計当初予算の中の市税ということで、西東京市280億ぐらいになっておりますけれども、これは市税収入とみてよろしいのですか。市税収入だとすると、西東京市は約20万弱で280億、立川だと17万で350億、八王子は880億、たくさんありますね。人口で比較すると、西東京市というのは1人当たり仮に市税収入だとすると、かなり較差がある。あるいはいわゆる中央競馬会とかいろんなのが入っているのか。ちょっと人口に対する市税収入だとすればその較差、なぜこんなに差があるのか簡単でいいので教えていただきたい。

○事務局：

それでは私から今の点についてお答えをいたします。まずこの表で市税となっておりますけれども、市税は市民税、代表的なところでは固定資産税、都市計画税、法人市民税等いくつか種類がございます。それを合算した実際に納めていただいている額がここでございます287億円というものでございます。当市の場合はだいたい年によって変わりますけれども、年間600億程度で収入がございますけれども、その半分、去年は少し落ちましたけれども、45、6%くらいかと思っておりますけれども、それが市税という形で入ってくるというものでございます。当然ながら各市によりましてかなり事情が異なっております。大きな企業等がある場合、その市につきましては法人税が多いと。当市のように基本的に住宅都市であれば法人税は少ないけれども、個人市民税のようなものになる。そのようにそれぞれの構造が異なっておりますので、単純に人口1人当たりいくらというふうな比べ方は難しいとは思いますが、よく他の市はどうなっているのかというのがございますので、この表ではこのような26市の状況を示させていただいたところでございます。

○浅川会長：

ありがとうございました。今のご説明でよろしゅうございますかね。他にご質問はございますか。資料1から7まで説明をいただきましたが、今のところ以外でご質問をもう少しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○蓮見委員：

よろしいですか。今回の諮問からずれるかもしれないのですが、人事院勧告では、月給というのでも指示はあったのでしょうか。もしそれが仮にあったとしたら、例えば今回0.2カ月分下がるという勧告があったということですが、それも反映されるのでしょうか。

○事務局：

一般職の給与についてはですね、公民較差の0.29%の勧告がありまして、なおかつ特

別給、ボーナスについてもマイナス0.2月ということでございます。

○蓮見委員：

特別職の方は適用されないということでしょうか。

○事務局：

0.29%下がりますと、1,235円一般職では下がると数字が出ておりますけれども、これを市長等に置き換えるような形をとりますと、市長では約2,900円くらい、副市長では2,600円くらい、それぞれ減額となります。

○蓮見委員：

それぞれの数字がベースの月の月給ということになってくるのでしょうか。

○事務局：

今回これをいたしますと報酬額が変わることになります。

○浅川会長：

他にはご質問はございませんか。

○高木委員：

質問ばかりで恐縮です。基本的な内容がわからないのですけれども、東京都人事委員会勧告という形で勧告が出ております。東京都の主税局あたりに聞きますと、東京都と西東京市というのはお互い単独なんだから、東京都が西東京市に言っても西東京市は言うことをきかないとよく言われるのですけれども、この中において、例えば東京都人事委員会勧告というのがどの程度東京都の市区町村に影響力があるのかというのが1つ。それから西東京市というのは先ほど特別職の報酬についての諮問というのは今回聞いているのですけれども、西東京市の職員についての給料の諮問というのはやっているのでしょうか。それともやっていないのでしょうか。要は1点目としては東京都人事委員会勧告というものは西東京市にどの程度法的拘束力が与えられるのかが1点。2点目としては西東京市の職員の給料の諮問とかいうのはしているかどうかお伺いしたい。

○事務局：

まず東京都人事委員会が勧告を出されているわけでございますけれども、国の場合は人事院というものがございまして、東京都の場合は東京都人事委員会というものがございまして、法によりまして給与の勧告ができるというようになっております。確かに西東京市は東京都とは別なのですけれども、それでは東京都の人事委員会が先ほど東京都の事業所9千いくらかの事業所にいろいろ調べて東京都の職員の給料と東京都内の企業の給料がどのくらい違うのかというようなことを調べておりますけれども、当市の場合は調べるだけの規模ですとかそういったものがないものですから、人事委員会を置いておりません。これは法的に置かなくてもいいことになっております。ではいったい官民較差というのをどのように把握して私共の給料を決めたらいいのかという問題が次に残りますので、そこで私共は東京都の人事委員会勧告に従っておこなうということにしております。そのベースとなります私共の給料のシステムですけれども、給料表と申してお

りますが、これは東京都の給料表をそのまま合併の際に導入しましたので、そういう意味からも都人勧を使うという形にしております。では他市はどうかということでございますけれども、他市もかつては各市ばらばらでございましたが、最近は東京都の給料表にどんどん移行しておりますので、基本的に都人勧を採用しているとそのようにご理解をいただければよろしいかと思えます。それから2点目の給料の諮問の関係でございますけれども、まず今回、特別職の給料につきまして諮問させていただいておりますのは、特別職の給料を言葉は悪いのですが勝手に決めちゃいけないでしょ、何かやはりいろいろな方のご意見を聞いて決めなければいけないでしょ、というような国の考えもございまして、特別職報酬等審議会に諮問をしてご意見を伺って決めましよう、というシステムを全国各市で行っているわけでございます。私共の給料はどうかと申しますと、これは法律により決まっておりますので、先ほど申したように、本市の場合は東京都の給料表に沿って都人勧から出たものを基本的にはそのまま導入するとそういうようなシステムになってございます。以上でございます。

○高木委員：

すみません。今の回答でちょっとわからないのですが、最初の回答の中で東京都の人事委員会勧告は見習っているだけで法的拘束力がないように聞こえたのですね。それはそう理解してよろしいのでしょうか。

○事務局：

はい。法的拘束力という点ではございませんが。

○高木委員：

とりあえず参考にしているということですね。

○事務局：

ベースとなる給料表が私共の場合、都表、東京都と同じものを使っておりますので。

○高木委員：

それは条例にはなっていないわけですね。

○事務局：

いや、もちろん条例になっております。

○高木委員：

ということは、人事院勧告が自動的に享受するという条例になっている。

○事務局：

いや、そういうことではございません。そのたびごとに条例を改正をして行っております。

○原田委員：

私が説明をしますと、毎年国の人事院勧告があり、それを受けて東京都の人事委員会

が勧告をする。どうしてそんな人事院勧告や都人勧というのがあるのかと言いますと、労働基本権が公務員の場合制限されている。例えば、協約を締結できるとかストライキをできない。その代償機関として人事院の存立の根拠が与えられていると言われております。それで同じことが地方公務員にも言えます。地方公務員も労働三権全て認められているわけではない。それに代わって公務員の労働者としての権利を誰が考えてくれるのかというとその人事委員会が代わりに世の中を調べて、いったいいくらなのかというのを見て、まあこれくらい出せば民間と同じだからいいでしょうということを出す。それを東京都の議会が条例に変えて毎年給料表の数字を変えて3%下げると言われたら3%下げたものを毎年毎年秋のこのタイミングの12月くらいの議会にかけていく。人事院勧告は8月ですから、それを踏まえて国も今、給与法の改定をやっています。それと同じように都道府県、市区町村でだいたい同じようにやっている。人事委員会を独自で持っている場合には、それを一応参考にしながら自治体独自の勧告を行うのですが、この自治体は持っていない。持っていないのだったらぐっと下げていいのかというと、それは労働基本権の制限になりかねません。ですから今のところ人事委員会を置かれていない団体においては、さしあたり今、人勧、国の人事院の勧告、都の人勧に準拠する以外に依って立つものがない。ですから最近労働基本権を認めようという議論がありますけれども、労働基本権を認められて、協約締結権が認められれば、話は全く変わってくるでしょう。しかし現在のような労働基本権が制限されている以上は、今のところこの西東京市として依って立つ基準としては都の人勧しかないということになります。

○高木委員：

そうすると都の人勧は、最初は参考であるけれども、結果として議会で成立すると条例になるから、条例に従うと。それで一般職については諮問はないけれども議会で審議するから結果としては審議していることになる。

○原田委員：

この当市については諮問という形はないわけですよ。人事委員会という機能がないものですから。ですからそれぞれのところに労働基本権の代償機関が置かれていれば当然そこで一定の調査があつてそして判断が出てきてこんな形でどうだという勧告は出ると。それを基本的にそのまま受け入れて、毎年条例化していくと。

○高木委員：

当然条例にする時は、議会で審議するからそれは諮問しているというか審議しているということになるわけですね。

○原田委員：

そうです。議会で審議しているということになります。

○高木委員：

はい、わかりました。

○浅川会長：

そうすると東京都人事委員会勧告を基本的には尊重する。そのままという言葉をあえて使っているでしょうけれど、それを受け入れているという基本線があるということですね。そのようにご理解をしていただければと思います。他にご質問あるいは資料のことで説明を何か付け足してほしいというようなことはございませんか。

そうしますと、諮問をいただきました件について我々はこれを進めていかなければならないわけですので、本審議会の決定事項として、期末手当については、数字を読み間違えないようにしないとイケないのですが、年4.15月から3.95月に0.20月引き下げると決定をすることにして、そしてそれに沿って答申に盛り込むということにしたいと思えますけれどもよろしゅうございますかね。次回はですから今の線に沿って答申案を審議していただく。こういうことになります。ご意見をいただきましたけれども、そういう流れでよろしゅうございますかね。いかがでしょうか。そうしますと、恐れ入りますけれども、答申案の原案、たたき台というのは会長の私にご一任いただいて、そして事務局より各委員の皆様方に事前にそれを配布すると、こういうことをご了解いただきたいと思いますがそれでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

異議がないようでございますので、これでということにいたします。それでは他にご意見はございますか。ないようでしたら、事務局何か補足するようなことがございますか。

○事務局：

1点よろしいですか。次回の会議日程なのでございますけれども、会議録の作成等を考えますと、1週間後くらい、来週の水曜日あたりに開催していただければと考えておりますけれども、委員の皆様方のご都合を踏まえましてご決定いただければと思います。

○浅川会長：

事務局から、次回の会議の日程の案ということで、27日水曜日とご提案がございました。時間帯としては同じ午後6時30分ということでしょうか。先ほど12月には市議選があるとのお話がありましたが、事務局のご意向は。

○事務局：

答申は遅くとも11月の初旬にはいただきたいと思っておりますので、今月中に第2回を開いていただけたらと思います。

○浅川会長：

全員出席は無理ということでしたら、27日という提案が出ておりましたので、そうするしかないという考え方はいかがでしょうか。

時間は同じ午後6時30分ということで開催するということではよろしいでしょうか。では10月27日午後6時30分に開催をさせていただきます。

本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。お疲れ様でした。